水島港港湾計画書

一 一部変更 一

平成28年11月

水島港港湾管理者 岡 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- · 平成 18 年 5 月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成 18 年 7月 交通政策審議会第 18 回港湾分科会の議を経、その後の変更については、
 - · 平成 22 年 1月 岡山県地方港湾審議会
 - · 平成 22 年 3 月 交通政策審議会第 37 回港湾分科会
 - 平成 24 年 6 月 岡山県地方港湾審議会
 - ・平成24年 7月 交通政策審議会第49回港湾分科会
 - ・平成25年12月 岡山県地方港湾審議会
 - · 平成 27 年 1月 岡山県地方港湾審議会

の議を経た水島港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理	里由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
港湾の	つ能力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
港湾加	施設の規模及び配置 ・・・・・・・・・・・・・3
1	公共埠頭計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	専用埠頭計画・・・・・・・・・・・・・・・・
3	水域施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4	臨港交通施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
土地道	造成及び土地利用計画 ・・・・・・・・・・・8
1	土地利用計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
港湾の	つ効率的な運営に関する事項・・・・・・・・・・9
1	効率的な運営を特に推進する区域・・・・・・・・9
その個	也重要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・11
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能
	するために必要な施設 ・・・・・・・・・・11
2	大規模地震対策施設・・・・・・・・・・・・・12
3	港湾施設の利用・・・・・・・・・・・・・13

変更理由

- 1 大型船舶を活用した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、水 島地区において、公共埠頭計画、専用埠頭計画、水域施設計画及び土地 利用計画を変更するとともに、玉島地区において、公共埠頭計画、水域 施設計画、臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 主として穀物等のバルク貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営の促進 を図るため、水島地区及び玉島地区において、効率的な運営を特に促進 する区域を位置付ける。

港湾の能力

目標年次(平成20年代後半)における取扱貨物量を次のように定める。

取	外	貿	6,400万トン
扱 貨 物 量	内	貿	4,080万トン
量	合	計	10,480万トン

既定計画

取	外	貿	6,250万トン
扱貨物量	内	貿	4,030万トン
量	合	計	10,280万トン

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 水島地区

専用埠頭計画に位置付けられている埠頭の一部を、米穀類等の外貿・内 貿貨物を取り扱うため、公共埠頭として次のとおり計画する。

水深 1 6 m 岸壁 1 バース 延長 3 2 0 m [既設の変更計画] SN11C 水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 7 5 m [既設の変更計画] SN12C 埠頭用地 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

既設

水深14m ドルフィン1バース (専用)

水深 5m ドルフィン1バース(専用)

1-2 玉島地区

米穀類等の外貿・内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深14m 岸壁1バース 延長320m[新規計画]KB71C

水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 2 0 7 m [新規計画] KB72C、KB73C

埠頭用地 8 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

2 専用埠頭計画

2-1 水島地区

公共埠頭計画に合わせて、次の専用埠頭計画を削除する。

既設

水深14m ドルフィン1バース (専用)

水深 5 m ドルフィン1バース (専用)

3 水域施設計画

航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

水島玉島航路 水深14m 幅員260m [新規計画]

水島東航路 水深16m 幅員260m [既定計画の変更計画]

水島東航路 水深14m 幅員260m [新規計画]

3-2 泊地

水島地区

水深16m 面積14ha [既定計画の変更計画]

水深14m 面積 6ha [新規計画]

水深14m 面積12ha [既定計画の変更計画]

玉島地区

水深14m 面積 2ha [新規計画]

水深 5. 5 m 面積 1 h a [新規計画]

3-3 航路·泊地

水島地区

水深16m 面積42ha [既定計画の変更計画]

水深14m 面積40ha [既定計画の変更計画]

玉島地区

水深14m 面積29ha [新規計画]

水深 5. 5 m 面積 1 h a [新規計画]

4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

4-1 道路

臨港道路 7号埠頭線 [新規計画]

起点 玉島ハーバーアイランド7号埠頭

終点 臨港道路玉島南幹線 4車線

土地造成及び土地利用計画

土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位:ha)

用途地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業用地	都市機能用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	合 計
水島地区	(13) 13	(4) 4	(2, 069) 2, 069		(37) 37	(3)	(140) 140	(29) 29	(2, 296) 2, 296
玉島 地区	(114) 114	(59) 59	(293) 293	18	(18) 18		(54) 54		(538) 556
合計	(126) 126	(63) 63	(2, 362) 2, 362	18	(56) 56	(3)	(194) 194	(29) 29	(2, 833) 2, 851

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に推進する区域

バルク船及びコンテナ船等により運送される貨物を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第6項の既定に基づく港湾運営会社によるものを含む)

1-1 水島地区

水深 1 6 m 岸壁 1 バース 延長 3 2 0 m [既設の変更計画] SN11C 水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 7 5 m [既設の変更計画] SN12C 埠頭用地 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) 「新規計画]

1-2 玉島地区

(玉島ハーバーアイランド6号埠頭・7号埠頭)

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 3 2 0 m [新規計画] KB71C 水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既設] KC13C 水深 1 0 m 岸壁 2 バース 延長 3 4 0 m [既設] KC11C、KC12C 水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 2 0 7 m [新規計画] KB72C、KB73C 埠頭用地 4 1 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

(玉島ハーバーアイランド4号埠頭)

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 5 2 0 m [既設] TH41C~TH44C 埠頭用地 1 6 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画する施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網及び国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

1-1 水島地区

水島東航路	水深16m	幅員260m	[既定計画の変更計画]
水島東航路	水深 1 4 m	幅員260m	[新規計画]
泊地	水深16m	面積14ha	[既定計画の変更計画]
泊地	水深 1 4 m	面積 6 h a	[新規計画]
航路·泊地	水深16m	面積42ha	[既定計画の変更計画]
岸壁1バース	水深16m	延長320m	[既設の変更計画]SN11C

1-2 玉島地区

水島玉島航路	水深14m	幅員260m	[新規計画]
玉島東航路	水深 1 2 m	幅員300m	[既定計画]
泊地	水深14m	面積 2 h a	[新規計画]
航路·泊地	水深14m	面積 2 9 h a	[新規計画]
岸壁 1 バース	水深14m	延長320m	[新規計画]KB71C

2 大規模地震対策施設

2-1 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

水島地区

岸壁1バース 水深16m 延長320m [新規計画]SN11C

3 港湾施設の利用

3-1 物資補給のための施設

貨物船等の物資補給及び待機の用に供するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

玉島地区

水深 5.5 m 岸壁 8 バース 延長 7 3 0 m (物資補給岸壁) [既設] TB31C~TB38C

